

●申出に当たっての注意事項

1. 提出期間は4月、8月、12月の各中頃で年3回です。なお、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日の午後5時15分までとなります。
2. 土地所有者の住所が全部事項証明書記載の住所と違う場合は、その者が土地所有者であることを証明する書類（住民票、戸籍謄本等）が必要です。また、橋本市外に在住の場合も住民票等が必要です。
3. 土地所有者が故人である場合は、相続人が土地所有者となるため、相続人全員の署名押印と相続人であることを証明できる書類、もしくは代表して申し出することに他の相続人全員が同意していることを証明する「橋本農業振興地域整備計画の変更申出に係る同意書」への署名押印と相続人であることを証明できる書類が必要です。
4. 土地所有者が複数である場合は、所有者全員の署名押印、もしくは代表して申し出することに他の所有者が同意していることを証明する「橋本農業振興地域整備計画の変更申出に係る同意書」への署名押印が必要です。
5. 一部分を除外または軽微な変更をする場合は、分筆予定線の入った図面が必要です。また、建築物の予定位置を配置図に記載してください。
6. 全部事項証明書、住民票等は、交付日より3ヶ月以内のものを提出してください。
7. 申出書の提出後、現地確認等のために市の担当職員が申出地及び既存施設等に立ち入り、写真撮影等を行いますので、あらかじめご了承ください。
8. 農用地区域からの除外や農用地の用途区分の変更（軽微な変更）等については、農地転用許可申請、開発許可申請、建築確認申請、農業用施設の届出等他法令に基づく各種手続きが必要となる場合がありますので、除外あるいは軽微な変更完了後、速やかに各種申請手続きを行ってください。
除外完了後、6ヶ月以内に農地転用許可申請等必要な手続き及び事業事業着手しないものについては、再度農用地区域に編入する場合があります。
9. その他、必要に応じて追加書類を提出していただく場合がありますので、その際は速やかに提出してください。
10. 除外申出の内容と農地転用の事業内容は、同じであることが原則です。事業内容が変更となる場合は、まず取り下げの申出をし、改めて除外申出の手続きをとってください。
11. 申出により必ず除外が容認されるわけではないことをご了承ください。